

奈良県広域水道企業団監査委員条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第11号

奈良県広域水道企業団監査委員条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員)

第2条 法第199条の3に規定する代表監査委員は、監査委員の協議により選任する。

(定期監査)

第3条 監査委員は、法第292条において準用する法第199条第4項の規定により監査を行うときは、監査を行う日の10日前までにその期日を企業長に通知しなければならない。

(臨時監査)

第4条 監査委員は、法第292条において準用する法第199条第2項又は第5項の規定により監査を行うときは、あらかじめその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(請求又は要求に基づく監査)

第5条 監査委員は、法第292条において準用する法第98条第2項の規定による監査の請求があったとき、又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から15日以内に監査に着手しなければならない。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、あらかじめその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(財政的援助等を与えているもの及び指定金融機関に係る監査)

第6条 監査委員は、法292条において準用する法第199条第7項及び地方公営企業法第27条の2第1項の規定により監査を行うときは、あらかじめその期日を当該監査を受けるものに通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(決算等の審査)

第7条 監査委員は、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された決算等については、これを受理した日から60日以内に意見を付けて企業長に回付しなければならない。

(現金出納検査)

第8条 法第292条において準用する法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日に行うことを例とする。

(資金不足比率等の審査)

第9条 監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率等については、これを受理した日から60日以内に意見を付けて企業長に回付しなければならない。

(職員の賠償責任の決定等)

第10条 監査委員は、地方公営企業法第34条において準用する法243条の2の8第3項の規定による監査及び決定については当該監査及び決定を求められた日から30日以内に、同条第8項の規定による意見の申述については当該意見を求められた日から10日以内にそれぞれこれをしなければならない。

(公表及び告示)

第11条 法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定により監査委員が行う公表及び告示は、奈良県広域水道企業団の公報に登載して行う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。